

部の分掌事務

(総 務 部)

課	係	分掌事務
総務課	総務係	(1) 部の庶務に関すること。 (2) 部の事務事業の進行管理及び調整に関すること。 (3) 区議会に関すること。 (4) 行政委員会及び委員との連絡に関すること。 (5) 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。 (6) 特別職報酬等審議会に関すること。 (7) 自動車の使用その他管理の調整に関すること。 (8) 平和記念事業に関すること。 (9) 都表彰及び区政功労者表彰に関すること。 (10) 他の部、課及び係に属しないこと。
	文書係	(1) 公印に関すること。 (2) 文書の受発、審査、記録、編集及び保存に関すること。 (3) 文書の浄書及び印刷に関すること。 (4) 法規及び庁規に関すること。 (5) 官報及び公報に関すること。 (6) 議案に関すること。 (8) 公告式に関すること。
	法務係	(1) 訴訟、和解及び審査請求その他の不服申立てに関すること。
	庁舎管理係	(1) 庁舎の運営管理に関すること。 (2) 庁舎の維持管理に関すること。
人権政策課	人権・同和政策係	(1) 人権施策の総合的な推進及び調整に関すること。 (2) 同和問題の啓発及び広報等に関すること。 (3) 人権擁護委員に関すること。
	男女平等政策係	(1) 男女平等推進施策の総合的な計画及び調整に関すること。
	男女平等センター係	(1) 女性問題の啓発及び広報等に関すること。 (2) 男女平等・共同参画センターに関すること
人事課	人事係	(1) 職員の任免、分限、賞罰その他の人事に関すること。 (2) 人事制度に関すること。 (3) 課内他の係に属しないこと。
	勤労係	(1) 職員団体に關すること。

	人材育成係	(1) 職員の研修に関すること。
	給与係	(1) 職員の諸給与に関すること。 (2) 職員の旅費に関すること。
	福利係	(1) 職員の被服貸与に関すること。 (2) 職員住宅に関すること。 (3) 東京都職員共済組合及び特別区職員互助組合に関すること。 (4) 職員の文化及び体育に関すること。 (5) 職員の互助会に関すること。 (6) その他職員の福利厚生に関すること。
	健康管理係	(1) 職員の健康管理に関すること。 (2) 職員の公務災害補償に関すること。
契約課	契約係	(1) 物品及び材料の購入契約並びに工事、製造、修繕その他の請負契約に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。（工事 50 万以上、物料 50 万以上） (2) 労力及び車等の供給契約に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 (3) その他契約に関すること（用地管財係に属するものを除く。）。 (4) 課内他の係に属しないこと。
	契約調査係	(1) 公共事業の品質確保に係る調査及び研究に関すること。 (2) 契約事務の改善及び管理に関すること。
	検査係	(1) 契約の履行に係る検査に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 (2) 工事技術及び検査技術の調査及び研究に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
	用地管財係	(1) 公有財産の管理の総合調整に関すること。 (2) 公有財産の取得及び処分並びに不動産の借入れに関すること。 (3) 普通財産の管理に関すること。 (4) 公共料金支払基金に関すること。 (5) 土地開発公社に関すること。 (6) 財産価格審議会に関すること。 (7) 公有財産管理運用委員会に関すること。

施設課	管理係	(1) 施設整備工事の企画及び調整に関すること。 (2) 施設整備工事の事務に関すること。 (3) 庁舎その他の施設の計画に関すること。 (4) 庁舎その他の施設の修理、修繕及び改修の計画に関すること。 (5) 庁舎の施設管理に関すること。 (6) 保全管理業務の維持及び開発に関すること。 (7) 課内他の係に属しないこと。
	技術管理係	(1) 施設整備に関する技術的事項の調査、研究及び開発に関すること。
	計画・技術管理係	(1) 庁舎、学校、その他の施設の計画に関すること。
	施設第一係	区長が定める組織の機関に係る施設について次の事務を行う。 (1) 庁舎、学校その他の施設の新築、改築及び増築並びに修理、修繕及び改修に係る建築工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 建築工事の進行管理に関すること。 (3) 庁舎、学校その他の施設の巡回点検に関すること。
	施設第二係	区長が定める組織の機関に係る施設について次の事務を行う。 (1) 庁舎、学校その他の施設の新築、改築及び増築並びに修理、修繕及び改修に係る建築工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 建築工事の進行管理に関すること。 (3) 庁舎、学校その他の施設の巡回点検に関すること。
	機械設備係	(1) 庁舎、学校その他の施設の新築、改築及び増築並びに修理、修繕及び改修に係る機械設備工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 機械設備工事の進行管理に関すること。 (3) 庁舎、学校その他の施設の巡回点検に関すること。
	電気設備係	(1) 庁舎、学校その他の施設の新築、改築及び増築並びに修理、修繕及び改修に係る電気設備工事の設計、施行及び監督に関すること。 (2) 電気設備工事の進行管理に関すること。 (3) 庁舎、学校その他の施設の巡回点検に関すること。